

令和3年度 第1回大阪府消費者保護審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

■日時 令和3年11月1日（月）午後2時から

■場所 大阪産業創造館 6階 会議室A・B

■出席委員 （会場） 安孫子委員、岡崎委員、高原委員、藤本委員、松尾委員、
中浜委員、中村委員、能勢委員、山口委員、米田委員、
尾松委員、南野委員

（ウェブ）川和委員、小谷委員、吉井委員、熊本委員、小林委員

（計17名）

■会議内容

○事務局より配付資料の確認

○事務局

それでは、ただいまから令和3年度第1回、大阪府消費者保護審議会を開催致します。本日は御多忙のところ、委員の皆様にお集まり頂きありがとうございます。また、本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ウェブ会議と併用して実施させて頂いております。リモートで出席されている委員の皆様は、自分の音声が聞こえないように、ミュート設定をしてください。また、意見交換の際に発言がある場合は、挙手をお願いします。順番に指名させて頂きますので、指名された時にミュートを解除して、御発言ください。

次に、委員の皆様におかれましては、令和3年9月1日から令和5年8月31日までの2年間に任期と致しまして、委員委嘱をさせて頂いたところです。これから2年間、どうぞよろしくお願い致します。なお、今回、委員改正後の初めての審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局において進行させて頂きます。

それでは、開会にあたりまして、大阪府消費生活センター所長の西村より御挨拶を申し上げます。

○西村所長

皆様、こんにちは。大阪府消費生活センター所長の西村と申します。議員の皆様方には、本審議会の委員就任を御承諾頂きまして、本当にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、こうして御参加頂きまして、重ねてお礼を申し上げます。本日は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ウェブ会議と併用とさせて頂きますので、どうぞよろしくお願い致します。

この審議会は消費者保護に関する政策を担当する知事の附属機関としまして、昭和46年から、学識経験者の方、消費者の代表の方、事業者の代表の方で委員構成されています。これまで、この審議会では消費者保護条例や消費者基本計画の策定をはじめ、苦情処理のあっせんや調停など、大阪府の消費者施策の推進のため、幅広く御審議を頂いております。また、この審議会は、消費者教育推進法に基づく、大阪府消費者教育推進地域協議会も兼ねておりまして、消費者教育に係る

審議もお願いしているところです。

本日は、委員改正後の初めての審議会ですので、会長選任などの後、最近の相談状況や消費者施策の取組をご報告させて頂いて、御意見を賜りたいと思っております。お手元の次第にありますように、まず議題(1)で「府の消費者施政策等について」御報告させて頂き、あわせて、第2期消費者基本計画の重点取組と参考指標の取組状況についても御説明をさせていただきます。そして、議題(2)では、「若者と高齢者向け啓発事業の取組状況」として、大阪府消費者教育学生リーダー会の方々にも発表して頂きながら、大阪府の取組を報告致しますので、御意見等頂けましたら幸いです。

限られた時間で盛りだくさんの内容となりますが、委員の皆様方には、幅広い視点から御意見を頂き、今後の施策に役立てて参りますので、どうかよろしくお願い致します。

○事務局

次に、会議の成立についてご報告させていただきます。本審議会の委員総数は17名でございます。本日は、会場出席12名、ウェブ会議出席5名の計17名の委員の皆様にご出席頂いており、大阪府消費者保護審議会規則第4条第2項の規定によります、過半数の委員にご出席頂いておりますので、会議が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。なお、本審議会は消費者教育推進地域協議会の開催を兼ねておりますことを申し添えます。

続きまして、委員名簿に沿いまして、委員の方々の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びさせていただきますので、一言頂戴できますでしょうか。それでは順番に御紹介させていただきます。

(各委員挨拶)

○事務局

ありがとうございます。事務局につきましては、配席図をもって紹介に代えさせていただきます。それでは、次第に従いまして、順次議事を進めさせていただきます。まず、会長の選出についてお諮りさせていただきます。本審議会の会長につきましては、審議会規則第3条第1項に、学識経験者として任命されました委員の中から委員の選挙により定める、こととされております。会長の選出につきまして、委員の皆様のお意見を伺いたしたいと思います。どうぞ。

○委員

藤本利一委員を推薦させて頂きたいと考えております。

○事務局

ありがとうございます。ただいま、委員から会長に藤本委員をという推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。皆様、異議なしということですので、藤本委員、ご了承頂けますでしょうか。

(藤本委員了承)

○事務局

ありがとうございます。それでは、藤本会長、よろしくお願い致します。藤本会長は会長席の方にお移りください。就任にあたり、一言頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

○会長

ただいま、会長に選出頂き、また、皆様にはご了承頂きました。大変微力でございますけれども、この審議会の為に、何とか頑張っていきたいと思っております。

最近の傾向としましては、消費者に対する脅威が増してきており、とりわけ、その方法・手段というものが狡猾になってきているかな、と思います。従来の縦割り型の対応では、なかなかうまくいかないというところがあるのではないかなと感じているところです。このような審議会、歴史のある審議会で様々なグループでありますとか、様々な団体の方々が集まって、横断的に情報を共有しながら、より良い施策を策定していければ良いと思っております。皆様のご協力を賜れば何よりと存じます。引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。それではただいま、会長が選出されましたので、これからの進行につきましては、藤本会長にお願いしたいと思います。藤本会長、よろしくお願い致します。

○会長

それでは、私の方から議事を進めさせて頂きたいと思っております。次第に従いまして進めさせて頂きます。会長代理の指名について、でございます。審議会規則第3条第3項に「会長に事故がある時は会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」、と規定されておりますので、私の方から僭越ではございますが、会長代理の指名をさせて頂ければと存じます。つきましては、高原委員に会長代理をお願いしたいと考えております。

○事務局

ただいま、会長代理が選出されました。高原委員、よろしいでしょうか。

○高原委員

はい。

○事務局

ありがとうございます。それでは高原会長代理、よろしくお願い致します。

○高原委員

どうぞ皆様、よろしくお願い致します。

○会長

続きまして、消費生活苦情審査委員会及び自主行動基準検討部会について、に入ります。審議会規則第6条第1項により、審議会に設置することとされております、消費生活苦情審査委員会につき、事務局から説明を頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

○事務局 資料1について説明

○会長

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思えます。よろしくお願い致します。

○委員

昨年度、あっせんの申し出はあったでしょうか。あったとすれば、何件くらいあったのでしょうか。

○事務局

ありません。

○会長

他にいかがでしょうか。今、御質問にもありましたように、今のところ申し立てはないということではありますが、引き続き状況を注視しながら、もし申し立て等がありましたら、さっそく委員の先生方にご活躍頂くことになろうかと思えます。よろしくお願い致します。

それでは、次に移らせて頂きます。消費生活苦情審査委員会につきましては、審議会規則第6条第2項に「委員会に属する委員等は会長が指名する」、また、同条第3項に「委員会に委員長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる」、とされておりますので、私の方から委員会に所属頂く委員を指名させて頂きたいと思えます。高原委員、小谷委員、松尾委員、能勢委員、小林委員にお願いしたいと存じます。また、委員長につきましては、学識経験者ということで、高原委員にお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。よ

ろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

お認め頂いたということで、それでは委員に選ばれました先生方、委員長を含め、どうぞよろしくお願い致します。

次に、審議会規則第17条に基づく自主行動基準検討部会につきまして、事務局から説明をお願い致します。

○事務局 資料2について説明

○会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等があれば、ぜひお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

○委員

自主行動基準については、公示しなければならないということですが、これは、ウェブサイトですべて公示されているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。従前は紙ベースでしたけれども、現在は大阪府の公報自体がウェブになっております。ウェブの公報において公示しますとともに、公示したという内容を大阪府消費生活センターのウェブサイト公表しております。公表している件数が、今トータルで360件となっております。

○委員

細かな、どのようなものなのか、という事も書かれているのですか。それとも、消費者保護審議会でも検討しました、という概要を書いてあるだけでしょか。

○事務局

各事業者から届出を頂いた自主行動基準そのものを公表しております。

○委員

ありがとうございます。素晴らしいことですね。

○会長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。お願い致します。

○委員

資料2に「最近の実績」で結婚相談業の件が書いてあるのですが、これは届出したいのだけどこいうのはどうか、という相談だけで終わっている、という理解でよろしいでしょうか。この上に掲げているモデル基準には含まれてないのかなと。

○事務局

26年度に相談があつて、その内容は公示をしています。結婚相談業の事業者として公示しております。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、自主行動基準検討部会でございますが、審議会規則第17条第1項に「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」、とされております。先ほど事務局から説明がありました職務を担うために、前期に引き続き審議会に自主行動基準検討部会を設置することとさせて頂きたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。ありがとうございます

次に、本部会に所属頂く委員についてでございますが、審議会規則17条第2項に「部会に属する委員等は、会長が指名する」、とされておりますので、私の方から僭越ではございますが、委員の皆様を指名させて頂きます。川和委員、松尾委員、山口委員、尾松委員にお願いしたいと存じます。また、同条第3項に「部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる」、とされておりますので、部会長につきましては、川和委員にお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。認めて頂いたということで、それでは委員の先生方、よろしくお願ひ致します。

ここからは、次第に基づきまして、議事を進めていきたいと思っております。委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願い致します。まず議題1、大阪府における消費者行政の主な取組状況及び第2期大阪府消費者基本計画の重点取組と参考指標の取組状況につきまして、事務局より説明をお願い致します。

○事務局 資料3、4-1、4-2について説明

○会長

ありがとうございました。今、事務局の方から議題1について説明がございました。非常にわかりやすく、簡潔にまとめて頂きありがとうございました。皆様からの御意見、御質問につきましては、議題2の後に時間を設けさせて頂きますので、その際に御発言を頂ければと思っております。続きまして、議題2に移りたいと思っております。

大阪府第2期消費者基本計画では、重点取組を2つ掲げました。若者への消費者教育の取組と消費者被害から高齢者、障がい者を守るため、府内全市町村での消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの設置と効果的な運営が行われるよう市町村の支援に取り組むこととしております。その取組状況につきまして、事務局から説明をお願いできればと思っております。また、若者への消費者教育の取組につきましては、大学生期における消費者教育推進事業の報告と併せまして、この事業で消費者教育、啓発のリーダーとして認定され活動している、大阪府消費者教育学生リーダー会の方に活動内容を御説明頂きます。よろしくお願い致します。

○事務局

それでは、大学生期における消費者教育推進事業として実施しております、大阪府消費者教育学生リーダー会の取組について、リーダー会の方々よりご報告させて頂きます。資料5を御覧ください。

○大阪府消費者教育学生リーダー会

はじめまして、本日はどうぞよろしくお願い致します。まず、私たち大阪府消費者教育学生リーダー会が何をやっているのかを一言で説明すると、大阪府から認定を受けてボランティア活動等で消費者教育の啓発を行っている学生組織です。また、毎年新しく学生リーダー会に参加したい後輩を育成することも活動の一環として行っています。続いて、消費者教育学生リーダー会と大阪府による「大学生期による消費者教育推進事業」についてです。消費者教育推進法における課題の達成のため、消費者市民社会の形成に積極的に参画し、また幼少期から高齢者までの各段階に応じて体系的に実践しています。私たちは大学生の目線から何ができるかを考えながら、卒業後、自らの身を守ってさらに自立した判断力を備えることを目標としています。また、私たちは、SDGsに重点を置いて活動を行っています。SDGsは17の目標がありますが、12番目の「つくる責任、つかう責任」の活動に主に励んでいます。この「つかう責任」は、まさに私たち、消費行動を行う者が効果

的に活動できる目標となっています。続いて、活動スキームです。これは私たちの活動を1つの図にまとめたものになっていますので、またお時間が許す時に御覧ください。私たちリーダー会の活動への参加のステップとしては、大きく4つに分けることができます。まず、リーダー会に入るためには、養成講座の受講が必要です。今年度は、夏ごろから始まり、現在も養成講座は続いています。この養成講座では、リーダー会の人たちと、将来リーダー会に入りたい人たちが一緒に活動することによって、私たちの信頼関係を深めたり、活動の具体性を将来の学生に伝えたりすることが目的です。養成講座が終わり、無事登録されると、次年度からボランティア活動の実践が始まります。また、年に数回、企業と学生の交流会を行っています。11月にも2回ほど、企業と学生の交流会があり、こちらでは企業の方々に学生の意見等を直接伝えることによって、企業の中だけでは見えなかった視点を伝えることが目標です。反対に企業の方の声も学生に届けることによって、学生が今後どんな活動をすればよいか、を明確にすることができます。次ページには、リーダー会で大切にしているスローガンを記載しています。「一人ひとりの小さな消費行動が大きな社会問題の課題解決につながっている。そのことを実感し、行動につなげていくことをめざす」です。これは、リーダー会のスローガンとしていますが、リーダー会に所属していない人もこのスローガンを大切にすることで、社会がよりよく発展していったらいい、という気持ちも込めています。次に、大阪府消費者教育学生リーダー会の認定要件についてです。養成講座の全過程を終了した者、ボランティア活動に1つ以上参加した者、また、リーダー会の登録を終えた者です。消費活動に関心を持った方が入ってきていると感じています。次にリーダー会の組織図です。代表、副代表、その下に広報部、ボランティア学部、会計があります。消費者教育学生の活動は、主に4つです。先ほど申し上げた、企業と学生の交流会、ボランティア活動の実践、例えば、ものを捨てるということを少しでも減らして何か新しいものを作れないかということを目指して、廃材を集めて新しいものを作るといった、ボランティア活動を実施しています。学生リーダー会議は、月に1回ほど行っており、交流会の計画であったり、リーダー会の今後の計画について話し合ったりしています。リーダー会のホームページでは、これまでの活動実績や、私たちが作ったゲームなどを掲載しています。興味のある方は見て頂ければと思います。最後に実績です。リーダー会を知らない方に知ってもらったり、消費者フェアやイベントに積極的に参加したりして、活動実績の紹介や出し物などを定期的に行っています。また、NACS(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)と連携して勉強会を行ったり、先ほど紹介したゲーム等を使って、消費の賢い選択の方法を市民の方に伝えたりしています。

続いて、私たちが作ったゲームを紹介したいと思います。作って遊べる参加型、消費者教育啓発ウェブゲーム「その時あなたはどうする」です。大阪府消費者教育学生リーダー会が令和3年1月に提供を開始したウェブで遊べるゲームです。このゲームの狙いと特徴は、誰もが一度は経験したことがあるだろう、消費行動における選択のジレンマというものを学生リーダー会で整理し、題材としたゲームです。元々は消費者フェアなどで行っていたゲームですが、コロナ禍において対面での活動が難しいということで、昨年度、コロナ禍の中でも遊べるゲームとして開発しました。このゲームで重視していることは、経験の共有と、それを通して一人ひとりが自分の消費行動を見つめ直す

ことです。また、ゲームで遊ぶことを通して、他の人がどんな選択で迷っているのか、や自分の行動の傾向をどう思うかを知ることができます。また、学校での消費者教育の教材としても活用して頂けるものとなっています。このゲームは、ログインの後、「プログラムを選ぶ」というところで、どこが作ったものかを選択し、質問のテーマを「健康」「環境」「衣」「食」「住」「詐欺(騙されない)」から、質問の対象年齢を「子ども」「若者」「家族」「高齢者」「共通」「すべて」から選択します。このように、テーマと年齢設定を通して、自分にあった質問で遊ぶことができます。また、ゲームの最後に、自分のタイプが表示されるようになっています。タイプは、「しっかりエコタイプ」「おっちょこちょいマイペースタイプ」「ちゃっかりエコもう一息！タイプ」という3つです。私たちとしては、タイプ分けはあくまでもゲームをプレイした皆さんが、自分の行動を振り返るためのものと考えていまして、優劣をつけるものとは考えておりません。そのあたりご了承頂ければと思っています。タイプ分けのあと、修了証が発行されます。ここまでを含めて一連のゲームとなっています。最後に、令和3年度は、このゲームのバージョンアップとして、SDGsなど幅広い興味関心からも参加しやすいように、ジレンマ問題の質問テーマ項目を追加することとしています。バージョンアップの2点目は、学校の教材として使う場合、児童や生徒への効果等を調査するために、アンケートを作成できるようにしています。これによって授業で使いやすくなればと思っています。また、現在、このゲームを使って頂くことを目的として、リーダー会と養成講座受講生と一緒に、学校教員の方々向けのパンフレットを制作中です。

以上で、私たち学生リーダー会の発表を終わります。また御興味がありましたら、ホームページをのぞいて頂ければ幸いです。ゲームもございますので、一度遊んで頂けると嬉しいです。どうもありがとうございました。

○事務局 資料6について説明

○会長

ありがとうございました。ただいま、大阪府消費者教育学生リーダー会の方と事務局の方から説明がありました。それでは、議題1、議題2につきまして、意見交換を行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

○委員

若者向け、高齢者向けという非常に魅力的な動きをされているなということで、感心しながら聞いておりました。せっかく、学生さんが来ておられるので、大阪府消費者教育学生リーダー会にどのような動機で入られたのか、どのようなコンタクトポイントからリーダー会をお知りになったのか、また、人数が何人くらいおられるのか、ということも含めて教えて頂ければと思います。よろしくお願ひします。

○大阪府消費者教育学生リーダー会

私が学生リーダー会を知った経緯としては、和歌山大学に在学しており、和歌山大学で岡崎先

生の授業を受講したときに、学生リーダー会の話があり知りました。また、その後、企業×学生交流会の企画、運営に携わったことをきっかけとして、学生リーダー会への参加を決めました。人数ですが、累計で101名です。

○委員

累計101名いるということで、とっても良い取組をされていると思います。大学コンソーシアムの南大阪地域に関係があると伺った記憶があるのですが、岡崎先生、いかがでいらっしゃいますか？

○委員

まず人数ですが、「大学生期」ということがこの事業が始まる時からありました。「大学生期」というのは非常に難しく、大学生じゃなくても「大学生期」だと。ただ、大学という言葉が入っている限り、大学生が対象となるということです。当然のことながら学生の大体は、4年生になると就職活動が忙しいので、なかなか暇がないということで、事実上1年生、2年生、そして3年生の実働部隊がいます。人数ですが、仰って頂いたように、101名は累計ということで、リストとして大阪府で把握している人数ですが、例えば、卒業した後どうなるのかという問題がありまして、卒業したから辞めますというものではないし、これは資格認定というような形になりますので、これに加わったから、それこそずっと卒業後も関わってくれたら嬉しいなと思っています。かれこれ5年ほどやっていますので、卒業したOB・OGがおりまして、彼らにも事あるごとに連絡を取っています。今年はコロナの影響で学生の集まり等が悪かったりするので、ヘルプで助けて、と呼びかけるとOB・OGがどんどん反応をくれて、その日やったら空いているからオンラインならいくらでも、という連絡をくれました。そう意味で、いわゆる若年層を今後の担い手として発掘し、育成し、そしてまた、再教育の場として位置付けていくという、ある種の循環型がうまく機能しているのかなと思います。

南大阪コンソーシアムですが、AICE(産学協働人材育成機構AICE)という団体が中心になっているのですが、そのAICEの事務局と南大阪大学の事務局が重なっているところがあります。ただ、南大阪大学地域コンソーシアムは一定限界があります。名前に南大阪とあるとおり、大阪府は当然南だけではなく北もあるわけで、そういった意味では、大阪府域全体をカバーするためにAICEと別枠で動いている。ただ、そうなってくると別の問題がありまして、と言いますのは、大学コンソーシアムとは単位互換があり、私は和歌山大学の授業として、消費者市民と社会という一般教養科目をやっています。これを、いわゆる単位互換科目として、他大学に開くことによって、他大学に所属していても単位をとれる。かつ、これをAICEの企画並びに大阪府の事業と連携させることで、内容的にカリキュラムの整合性を持たせて、この資格認定にまでこぎつけるという形にすれば、一石三鳥くらいになる。その意味では、ここも一定、大学内における循環並びに、社会全体における循環というのが、当初のスキームどおりに今のところは機能しているのかな、と思います。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。今御紹介がありましたけれども、大学コンソーシアムは大阪府下には2つ

ございます。大学コンソーシアム大阪は、元々は大阪市が中心になって、40くらいの大学が提携しておりまして、単位互換だけでも34校が実施しております。もうひとつの南大阪地域大学コンソーシアムは、堺市にあります。以前から大学コンソーシアム大阪でも単位認定を拡充しようという話がございます。実は大学コンソーシアム大阪の単位互換実務委員長は私が担当でして、明日、企画委員会があります。例えば、単位互換にオンラインで授業ができるような、大学コンソーシアム大阪と南大阪地域と合同で授業をやって頂く、ということはできるのでしょうか。もしそれができれば、提案してみたいなと思っているのですが。

○委員

技術的なことを私は言う立場じゃないので分からないのですが、もちろんそれは枠組みを用意して頂ければ可能です。ただですね、単位互換だけがメリットではなくて、大阪府の事業として若年層を育成するという意味で、これまでも実はいたのですが、自分は大学に行っていない、行っていないけれども、こういった例えばSDGsや社会問題に関心があるので学びたいっていう若者もおられます。そういう人たちとか、あるいは、時に兵庫県、今年は武庫川女子大の学生が多かったですが、京都、奈良、そして一番遠いところは岐阜県からというケースもあります。去年、今年はオンラインなので、どこからでも参加できます。当初は、大阪府の事業ですので、大阪府在住ないしは大阪府に所在する大学の学生という制限があったのですが、これは大阪府消費生活センターのご厚意で、枠を広くとって頂いているものですから、むしろこのスキームを大阪府発の消費者教育の広いネットワーク作りのベースとして位置付けることによって、ある種の先進的な事例として、日本全国、ひょっとしたら、オンラインという意味で、世界に発信できるかな、というような、ちょっとした希望は持っています。

○委員

良いお話をありがとうございました。いきなり単位互換にしなくても、まずは大阪府の取組があって、大学コンソーシアムの関連大学の学生さんに興味のある方はいませんか、みたいに、単位互換のプロトタイプみたいな形でやっていくことが可能だということであれば、明日の企画会議で推薦してまいります。非常に良いお話を伺いました。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。大変活発な御意見を頂き、ありがとうございました。学生の方々も貴重なお話をありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○委員

重点項目の1、若年層における消費者教育の推進について、資料4の2にあたるものです。事業の取組がたくさんあって、資料3とセットになっていると思うのですが、まず資料3の右の欄、主な取組の3番並びに4番、この項目で、成年年齢の引き下げに伴って、高校3年生に対する消費者教

育の必要性というのが、喫緊の課題になっている。おそらく日本中どこもそうだと思うのですが、それに対応する形での授業として「めざそう！消費者市民」という高校生向けの教材ですね、これを活用して講座を実施したのが、令和3年10月時点で、教員向けは6回、高校生向けが実務経験者などの派遣が10回と書いてあります。先ほど調べさせて頂きますと、大阪府下における高等学校の総数は、昨年の段階で260です。今年4校が統廃合で減って、256校で、256分の6ないし10というのは、あまりに少ないなという印象があります。少ないな、という印象を持ったうえで、資料4-2ですが、重点項目の取組1の左上、その対策として、教育委員会と連携ということを書いて頂いて、**「教育委員会等と連携し、府内すべての高等学校等で消費者教育を実施できるよう重点的に取り組む」と**。それは結構なことかと思うのですが、その取組状況というのがあって、3行目に太字で書いてありまして**「教育庁と連携し、府教育センターが主催する研修、高校10年経験者研修、消費者教育研修において、消費者教育教材を活用した授業の働きかけを実施」と**書いています。この「働きかけ」という表記が引っ掛かるんです。同じ表現がその2行下にも出ています。「教員研修の拡充強化の働きかけを実施」。「働きかける」のは割とできると思います。次に、大阪府の実施状況が他府県と比べて非常に高いということで、90%、97%ということで、非常に高いなということだったのですが、これも、資料のちょうど真ん中あたりのまるのところ、参考指標として「社会への扉」、これは消費者庁が作成している高校生向けの消費者教育教材ですが、これを活用して消費者教育を実施したとアンケート等で返答した学校の比率がこれだけ非常に高いと。で、高い数字と、働きかけという言葉、そして先ほど冒頭で紹介した256分6あるいは256分の10という数字を比べてみる。私は、元々大阪府の府立高校の教員をやっていたのですけれども、似たような資料が毎日のように届くのです。担任は、終わりの会のみみたいなときに配るのです。子どもたちは色んな諸連絡等と一緒にカバンに突っ込む、という状況がやっぱりあるかと思えます。やっぱり、今どきの働き方改革の状況をみると、高校の教員はそんなに暇ではないし、ましてや、これだけコロナで、カリキュラム内容がひっ迫している状況の中で、オントップで新たな教育内容を突っ込め、というのは、なかなか現実的に難しいと思うのです。となったときに、「働きかけました」「派遣もします」、でも、数は少ないです。「やりましたか？」「やりました。」という、これだけのデータでは、実際のところどうなんだ、裏付けがほぼ見えないな、というのが率直な感想です。私、何でこんなこと言うのかというと、和歌山県でも同様の状況がありまして、和歌山県の審議会では教育委員会の方が同席されていて、同じようなことを聞くんですね。そうしたら「やっています」という答えを頂くのですが、ただ、「やっています」というのは、何をやってやっているのか、パンフレットを配ったらやっているというのか、非常に見えにくい部分があります。若者への消費者教育は重点項目として挙げられるくらい、非常に緊迫した状況にあります。来年度になりますと、高校3年生はクラスの端から順番に18歳になっていく、大人になっていきます。すなわち、法的には保護されない対象になっていきます。その子どもたちに対して、果たして行政がどれだけ彼らを守ることができるんだらうと、非常に喫緊の問題だと私は感じておりまして、そういった意味で、数字が高いと言い切ってしまうのは早計かな、という印象を受けました。

○会長

ありがとうございました。

○委員

少し立場をわきまえずに、高校2年生の息子を持っている親の立場からコメントをさせて頂こうと思います。もし、よろしければ学生さんの意見も聞きたいなと思います。今、高校2年で大阪府外の学校に通っていますので、どの様な教育を受けているかというのは、大阪府とは違うとは思いますが。ただ、パンフレットとかそういったものを見ながら、学校で消費者教育を受けているようには、少なくとも親の立場では見えない状況です。また、悪いことに4月生まれなのです。施行後すぐに成年になるという前提で、家庭の中では、お金の話を意識的にしたりとか、家庭レベルではやっていますが、おそらく学校とか文科省の中等教育レベルで何かやっているか、という話は、私はあまり接したことがないという状況です。申し上げるまでもなく、これは大阪だけの問題ではないはずだというのがまず出発点だと思います。また、委員が先ほど教育現場の実情としておっしゃったことも、多分そうなのではないかという感じも正直致します。そういう状況の中で、どういうベンチマークを持つのか、という問題意識には非常に共感を持ちました。確かに、働きかけのレベルで足りるのかというあたりは、少し気になるころではあります。

資料右側の参考指標のところ、よく考えられているな、と思いました。やはり18、19歳の子たちから、どれだけの相談があるのか。あるか、ないかというのは、おそらく相談するアクセスの窓口がどれだけあるのかということと直結する話だと思うのですが、このような発想はぜひ大事にして頂けるとありがたいなと思います。相談の傾向についても、多分色々あるのだろうな、と。おそらく彼ら彼女らの入り口はスマートフォンなのだろうとは想像しますが、結果的にどうなったという事にも興味はありますが、どういうことがありそうなのかという、将来を見据えた議論ができれば良いなと思っております。私からは以上になります。

○会長

ありがとうございます。

○委員

相談員協会では消費者庁からの受託事業として、成年年齢の引き下げに向けて、私立高校と特別支援学校で、「社会への扉」を使って出前講座の実施を行っています。相談員協会では、毎日のように、私立学校や特別支援学校に電話で勧誘をしているのですが、なかなか良い返事をもらえません。良い返事を頂いたところへは行きます。土曜日でも行きます。土曜日に、大阪府内の私立学校に行って講座してきました。成年年齢引き下げのことや、オンラインゲーム、マルチ商法についての講座をして、大変喜んで頂いたと思っています。講座を実施すれば、先生方も来てもらってよかったと思ってくださるのでしょうかけれども、実施するまでのハードルが、コロナで授業が減っているということもあって、ハードルが高いので、苦慮しています。すみません、ちょっと大阪府とは違

う話になってしまいましたが、大阪府さんも多分同様に苦慮しているのかな、と想像致します。

○会長

ありがとうございます。非常に貴重な御意見を頂きました。ウェブ参加の委員の方々から何かございませんでしょうか。御意見、御質問等あれば、ぜひお願い致します。

○委員

先ほど、委員の方から息子さんが高校2年生と伺いましたが、実は孫が高校生3年生です。甥っ子も高校3年生で、18歳になりました。常々、18歳から成人になるんだよ、という話はしています。学校でそういう時間を持たない、ということですが、私たちの時代は20歳が成人でしたから、20歳じゃなくて18歳から「成人」になるということは、驚きでもありますので、そういう話が親御さんや祖父母、家族とか身内、知り合い等、そういうところから、ちょっとずつ攻めていければと思います。例えば、学校で教育として扱えないとなると、子どもたちの耳に届かないかな、という思いがあります。当然、高齢者の見守りもそうですが、啓発といってもコロナ禍でなかなかそういう方たちが外に出て来ない。啓発が耳に届かないところは、やっぱり近くにいる人が、見守りということではなくても、どこかしらで声をかける、なんとなく目をつけておく、といったところから始めるしかないのかな、最近思っています。以上です。

○会長

ありがとうございます。非常に貴重な御指摘を頂きました。ウェブ参加の委員の方々で、他に何かございませんでしょうか。御意見、御質問等がありましたら、是非お願いしたいと思っております。

かなり重要なご指摘を頂いたと思います。特に、働きかけの実質化というところは、おそらく今後、継続的に、課題として我々が認識しないといけないところだろうと思います。学校というフォーラムが、教育の場として非常に貴重なものであることは疑いがないことですが、委員の方々からも御意見があったように、そこにとどまらず、若者にどう啓発していくかという課題がある、ということだと思います。そのためのツールとして、従来は対面しかなかったですが、例えば、チャットボットは非常によく使われているという報告がありました。そういった、ウェブを使ったツールの活用は今後、問題になっていくだろうなと感じています。以上の点について、事務局の方から何か、御回答頂ける点はあるでしょうか。よろしくお願い致します。

○事務局

色々御意見頂きまして、ありがとうございます。委員から頂きました御意見について、御質問の部分もございましたので、全てではございませんがお答えさせて頂きたいと思っております。まず、消費者庁の府立高校での実施率の調査ですが、教育センターを通じて、各学校に毎年度照会をかけているところです。消費者庁としましては、教科書以外でより実践的なもの使って教育しなさい、という調査の趣旨ですので、そういう意味では、消費者庁が作成した「社会への扉」や府が作成した「め

「めざそう！消費者市民」を教材のひとつとして活用頂いているところです。ですので、府教育センターに「社会への扉」や「めざそう！消費者市民」といった教材を使ってやってください、ということいろいろな機会に働きかけ頂くようお願いしております、今はウェブの研修も多くなりまして厳しいところもあるようですが、周知して頂いているところです。

また、先ほど口頭で申し上げましたが、府では教育庁から各府立学校に、指示事項ということで「社会への扉」等を使って消費者教育を実践しなさい、という指示が出ておりますので、そういったものを受けて実施率が上がっているのかなと思います。それでも、まだなお、リーフレットの配布のみにとどまるところがあるかもしれませんが、ただ、調査結果としましては、かなり取り組んで頂いているのかな、という印象を私共は持っております。ただ、引き続き努力して参りたいと思います。

また、先ほど相談員協会が受託されている事業で、支援学校と私立高校の実施率が低いということで、私共としても消費者庁の委託事業ということで、実施の拡充に向けて、各学校にメール等で周知しているところです。また、御意見ありましたように、先を見据えて啓発等をしていきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。やはり一方的なレクチャーで行う方法ですね、我々がかつて受けてきたようなレクチャースタイルはそろそろ限界にきている部分はあるのかな、という感想を持ちました。今日は、学生の方々に来て頂いていますが、例えばこのゲームですね、強制はできませんが、ウェブでゲームを使った形での情報共有とか気づきのようなもの、そういうものがうまくかみ合って発展していけば、実効的なものになるのではないかなという感想を持ちました。

事務局からもありがとうございました。もう時間ですが、どうしても何かということがあれば、特に確認すべきところ等、いかがでしょうか。

○委員

府における消費者行政の主な取組状況の資料3です。相談件数は全体として増えているのですが、令和2年度の関係法令に基づく事業者への指導処分が、激減しているように見えます。悪質業者は増えこそすれ、減ってはないと思うのですが、ここところは何かもう少し強い指導をできないのか、どういう状況なのか、ということが気になりましたので、これから取組を強化してほしいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。大変貴重なご指摘だと思います。事務局からお願い致します。

○事務局

今、御指摘頂きました、相談件数が増えているにも関わらず、悪質事業者に対する指導処分件数が減っているとの御意見につきまして、我々も不当な取引行為が確認できれば、もちろん適切に

対応しております。しかし、その調査の手法等におきまして、例えば、直接消費者からお話を聞かないといけない、確認できない事項であったりとか、事業者に立ち入った上で調査をしないといけないことなど、コロナで、理由にならないかもしれないですが、消費者の方から協力を得られないものがあつたり、事業者への立入検査自体をコロナ感染のリスクがあるということで控えざるを得なかったりするという状況もございました。ただ、そういうことを理由に、不当な取引を行っている事業者に対して、法的処分を行わないということは、そもそもの趣旨と一致しないところですので、状況を見ながら適切に対応して参りたいと考えております。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。今の点について他によろしいでしょうか。

ウェブ参加頂いている委員の皆様から何か、御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員

先ほど、成年年齢引き下げに伴う消費者問題の話の中で、積極的な取組を教育の場でされているということで、非常に勉強になりました。成年年齢引き下げに伴う消費者問題については、今年の消費者法学会で取り上げることになっておりまして、法学会の中でも、関心の高い問題でございます。それと、消費者基本法の改正によって、日本の消費者施策が、今まで保護するという観点から行われていたのですが、消費者の自立を支援するという方向に転換されておりまして、その転換を踏まえますと、高校生に対する教育も大事ですが、もっと早期の段階での教育というのも大変大事なのかなと思います。まず、早期の段階での教育という点、そしてもう1つは、教育の根本的な転換、問題の解決力や、批判的な思考力を持つということについて、そのように教育されていないという点もございまして、学生にとってはハードルが高くなります。大学での法律を教えていて、ある答えがなくて、色々な考え方があるんだよ、ということをして学生に解って頂くのは、最初、苦労することではあります。教育の場面においても、早期からの教育を始めること、それから問題解決力や批判的思考力であるとか、そういうことを培うような教育を早期から行っていくのも大事なのかなと思います。それは、自立を支援するといった施策、保護するという消費者ではなく、自分が自分で身を守っていかなければならない、というような状況におかれていて、さらに、成年年齢の引き下げがあり、高齢化社会があり、そしてデジタル化社会、スマートフォンの問題があるという中ですので、そのあたりの状況を鑑みた施策を、もう少し積極的に打ち出していくことが必要ではないかと感じております。

○会長

ありがとうございました。大変重要な御指摘だと思います。とりわけ、パラダイムシフトが起きているという御指摘が非常に重要で、まさに自立を支援するという観点からの取組は、この審議会でも共用すべき観点かなと、強く思いました。ちなみに小学校、中学校への取組等について、何かあつ

たような気がするのですが、事務局からなにか情報はございますか。

○事務局

中学生につきましては、中学生に多いトラブルを紹介したリーフレットを作成して、府内全中学2年生にお配りしています。

○会長

ありがとうございます。今後そのあたりも課題になっていくだろうと思われるところでございます。他にいかがでございますか。

○委員

私は、昔、日本銀行に勤めておりました、その時に今の金融広報中央委員会の前身の貯蓄広報中央委員会というところにおりました。その時に、今で言うところの金融リテラシー教育で、小学生向けは「小遣い帳」、成人向けは「生活設計」という形でやっておりましたが、大学生向けが手薄だということが当時から問題とされてきました。その後、2008年9月のリーマンショックでは、正しい金融知識がないがゆえに、世界中で多くの人が怪しい商品に手を出してしまったので、その後、学生などの金融知識を高めていこうということが、G20でも合意されました。日本では、金融リテラシー教育を、金融庁と金融広報中央委員会が中心にやっております。大学コンソーシアムでは、その金融リテラシー教育の出前授業を受けることができるようになっております。私も1コマ分の講師を務めることになっていますが、一連の講義科目のひとつに、消費者リテラシーがあります。そういう形で金融リテラシー教育と消費者教育を一緒に聞ければ良いなと思っています。長くなりましたが、ちょっと補足させていただきます。

○会長

ありがとうございました。興味深い取組を御紹介頂きました。おそらく考えている方向性はそれほど違わなくて、今、世の中、社会で起こっている様々な問題というのが、それぞれの問題ごとに顕在化してきて、対応方法はおそらく相互に協力しながら考えていけるようなものかなと感じました。

○委員

家庭科教育では、今、委員がおしゃってくださったような内容をすごく重視していて、小・中・高で行っております。できれば、大阪府としても教育委員会などへの働きかけを積極的にして頂いて、教科教育でも力を入れて頂きたいと思っています。どうしても家庭科教育というのは、大学進学するような高校生には受験科目ではないので響かないこともありまして、家庭科教育があまり記憶にないというような大学生がいるということもあるので、ぜひ、小・中・高の家庭科教育に力を入れて頂くように、教育委員会にも働きかけをして頂くことが、若い世代への影響になるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。大変貴重な御指摘であったと思います。事務局におかれましては、ぜひ、この件は重々お含みおき頂ければと思います。

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見を本当にありがとうございました。今後、めざすべき方向、問題意識を我々で共有できたのではないかと考えております、引き続きよろしくお願ひ致します。事務局の方から何かありますでしょうか。

○西村所長

藤本会長ありがとうございました。各委員の皆様方も、本日は貴重な御意見をありがとうございました。本日頂いた御意見踏まえまして、今後とも消費者の利益を守りまして、府民の皆さんの消費生活の安全に努めていきたいと思っておりますので、今後とも、御協力ほどよろしくお願ひ致します。今日はありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事はすべて終了致しました。この後は事務局にお返しします。よろしくお願ひ致します。

○事務局

それでは、藤本会長ならびに委員の皆様、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本当にありがとうございました。